

【参考資料】

議案第26号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例

監査委員事務局

1 改正趣旨

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

朝霞市監査委員条例（昭和39年朝霞市条例第3号）第5条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改正を行うもの

朝霞市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年朝霞市条例第35号）第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改正を行うもの

3 施行期日

令和8年9月24日

担当

監査委員事務局監査係

電話463-2445